

## (R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
1		5～7		時点修正により、「0-02新潟市防災会議運営規程」(新潟市防災会議委員、新潟市防災会議幹事の部分)の差し替え	時点修正	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり 【別添11】
2	別表 2 災害対策本部 事務局	14	報道班 ○広報課  1 広報対策に関すること	報道班 ○広報課  1 広報対応に関すること	広報はいわば行政責任であり、対策という用語使用は不適切と考えられるため	広報課	△	規定の改正を要するため、危機対策課による規定改定作業時に対応する必要あり。(本規定は、毎年度3月に各所属あて照会し、4月1日施行としている) 本計画には、改定後の規定を反映させる。
3	別表4 文化スポーツ対策部 初動対応期	15	文化スポーツ班 ○文化政策課 新潟市美術館 新津美術館 歴史文化課 文化財センター スポーツ振興課	文化スポーツ班 ○文化政策課 新潟市美術館 新津美術館 歴史文化課 文化財センター 文書館 スポーツ振興課	令和4年1月8日から新しくオープンするため	歴史文化課	△	No. 2のとおり
4	対策本部規定別表	20	【農林水産対策部】 5 農業、水産業関係団体との連絡調整に関すること 6 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策に関すること	【農林水産対策部】 5 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること 6 農地・農業用施設等の被害状況の把握、応急対策に関すること	本編との整合	農村整備・水産課	△	No. 2のとおり
5		22	-	・(区本部との役割分担)に注意書きを追記 ※ただし、業務継続計画が発動した場合は、下水道対策部として対応する。	業務継続計画が発動した場合、北下水道分室と秋葉下水道分室は、区本部ではなく、下水道対策部となることを周知するため	下水道計画課	△	No. 2のとおり
6	別表 5 区本部	28	広報班 ○地域総務課  1 広報対策に関すること	広報班 ○地域総務課  1 広報対応に関すること	広報はいわば行政責任であり、対策という用語使用は不適切と考えられるため	広報課	△	No. 2のとおり
7		28	分掌事務 応急復旧期の欄  11 商工業者に対する被災証明の発行に関すること	11 商工業者に対する被災届出証明の発行に関する こと	R3. 4. 1～制度変更	東区地域課	△	No. 2のとおり
8	5 区本部	30	農業委員会事務局	農業委員会事務局 (北区は新潟市農業委員会北区事務所)	組織改変	北区産業振興課	△	No. 2のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
9	別表(9条関係)	30	分掌事務 12 商工業者に対する被災証明の発行に関する事 14 農林水産業者に対する被災証明の発行に関する事	分掌事務 12 商工業者に対する被災届出証明の発行に関する事 14 農林水産業者に対する被災届出証明の発行に関する事	江南区本部産業班応急対応マニュアルに合わせたもの	江南区産業振興課 他	△	No.2のとおり
10		31	-	・下水道班の説明に注意書きを追記 ※ただし、業務継続計画が発動した場合は、下水道対策部として対応する。	業務継続計画が発動した場合、北下水道分室と秋葉下水道分室は、区本部ではなく、下水道対策部となることを周知するため	下水道計画課	△	No.2のとおり
11	別表1 配備区分表	38	※4 「土砂災害前ぶれ注意情報の発表基準」とは、気象庁から「大雨警報(土砂災害)」が発表中に、新潟県土砂災害警戒情報システムのメッシュの色が黄、赤、ピンクいずれかになった場合をいう。	※4 「土砂災害前ぶれ注意情報の発表基準」とは、気象庁から「大雨警報(土砂災害)」が発表中に、新潟県土砂災害警戒情報システムのメッシュの色が赤、うす紫、濃い紫いずれかになった場合をいう。		危機管理防災局危機対策課	△	No.2のとおり
12	別表2	39	国際課 3号配備 4(人)	国際課 3号配備 3(人)	3人で十分であると考えため。	観光・国際交流部	△	No.2のとおり
13	警戒配備及び非常配備に関する要綱 別表2	40	保健衛生対策部－保健対策班－保健衛生部－保健管理課の準3号配備 ⇒全て空欄(配備なし)	保健衛生対策部－保健対策班－保健衛生部－保健管理課の準3号配備 ⇒全て「1」or「2」(保健衛生部から修正依頼があるはずですが、万が一ない場合でも修正が必要です。)	コロナ対策で配備が必要となるため	危機管理防災局防災課	△	No.2のとおり
14	別表2(第2条、第3条関係) 配備体制表	42	北区農業委員会事務局	新潟市農業委員会北区事務所	組織変更	北区産業振興課	△	No.2のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
15	7 火災・災害等 即報要領	46 ～ 62	<p>(46頁) 4 報告方法及び様式 (略) 区分に応じた様式に<u>記載し、ファクシミリ等により</u>報告をするものとする。ただし、<u>消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ</u>が使用不能な場合で…(略) また、第1報<u>以後</u>の…(略)</p> <p>(56頁) &lt;救急・救助事故・武力攻撃災害等即報&gt; 3 第3号様式 (8) その他参考事項 ・<u>避難指示(緊急)・避難勧告</u>の発令状況</p> <p>(58頁) &lt;災害即報&gt; 4 第4号様式 ウ 応急対策の状況 (エ) (略) <u>避難勧告等</u>の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、<u>避難勧告等</u>の(略)</p> <p>(60頁) 第4号様式(その1)別紙 <u>差し替え</u></p>	<p>(46頁) 4 報告方法及び様式 (略) 区分に応じた様式により、<u>電子メール</u>で報告をするものとする。ただし、<u>電子メール</u>が使用不能になるなど…(略) また、第1報<u>後</u>の…(略)</p> <p>(56頁) &lt;救急・救助事故・武力攻撃災害等即報&gt; 3 第3号様式 (8) その他参考事項 ・<u>避難指示</u>の発令状況</p> <p>(58頁) &lt;災害即報&gt; 4 第4号様式 ウ 応急対策の状況 (エ) (略) <u>避難指示等</u>の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、<u>避難指示等</u>の(略)</p> <p>(60頁) 第4号様式(その1)別紙 <u>別添のとおり</u></p>	改正に伴う時点修正	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり 第4号様式(その1)については、 <b>【別添12】</b>
16	3 第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)	56	<p>(8) その他参考事項 以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。 (例) ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況 ・ <u>避難指示(緊急)・避難勧告</u>の発令状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ NBC検知結果(剤の種類、濃度等) ・ 被害の要因(人為的なもの) 不審物(爆発物)の有無 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)</p>	<p>(8) その他参考事項 以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。 (例) ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況 ・ <u>避難指示</u>の発令状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ NBC検知結果(剤の種類、濃度等) ・ 被害の要因(人為的なもの) 不審物(爆発物)の有無 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)</p>	時点修正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
17		94 ～ 117		時点修正	要綱改正による	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり <b>【要綱改正中につき、完成次第差し替え】</b>
18	17災害時応援協定	118	行政団体等との災害時応援協定締結状況	別紙のとおり	時点修正	危機管理防災局危機対策課 他	○	修正理由のとおり <b>【別添13】</b>

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
19	17	120	協定団体名 ・佐藤食品工業(株) ・森永製菓(株)	協定団体名 ・サトウ食品(株) ・森永製菓(株) 関東信越支店	時点修正	市民生活課	○	修正理由のとおり
20	17	121	協定団体名 ・佐川急便(株)	協定団体名 ・佐川急便(株) 新潟営業所	時点修正	市民生活課	○	修正理由のとおり
21	民間団体との災害時応援協定締結状況	121	医療 環境衛生班 保健衛生 医療対策班	医療 医療対策班 保健衛生 環境衛生班	表記誤り	地域医療推進課	○	修正理由のとおり
22	表1-1-4-2 過去10年間の観測値	126	表1-1-4-2 過去10年間の観測値		最新の値に更新してください。 気象庁HP <a href="http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=54&amp;block_no=47604&amp;year=&amp;month=&amp;day=&amp;view=">http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=54&amp;block_no=47604&amp;year=&amp;month=&amp;day=&amp;view=</a>	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり 【別添14】
23	表1-1-4-2 過去10年間の観測値	126	平年値 気温 13.6 降水量 1821.0 最深積雪 36 降雪の深さ 合計 217 日降水≥30mm日数 11.0 雪日数 70.8 霧日数 4.7 雷日数 34.8 日最大風速≥10m/s日数 48.5	平年値 気温 13.9 降水量 1845.9 最深積雪 32 降雪の深さ 合計 139 日降水≥30mm日数 11.3 雪日数 69.9 霧日数 4.5 雷日数 34.7 日最大風速≥10m/s日数 40.9	平年値 (1991～2020) 更新による変更	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり 【別添14】
24	表1-1-4-2 過去10年間の観測値	126	注：「) 」は20%以下の欠測があることを、「) 」は20%を超える欠測があることを示します。1つの極値に対して、期間内に起日が2日以上ある場合、起日の新しい方を掲載し、日の欄に*を付加しています。積雪、降雪量及び雪日数は寒候年(前年8月～当年7月)までの統計値です。平年値は過去30年(昭和56年～平成22年)の平均値です。	注：「) 」は20%以下の欠測があることを、「) 」は20%を超える欠測があることを示します。1つの極値に対して、期間内に起日が2日以上ある場合、起日の新しい方を掲載し、日の欄に*を付加しています。積雪、降雪量及び雪日数は寒候年(前年8月～当年7月)までの統計値です。平年値は過去30年(1991～2020)の平均値です。	平年値 (1991～2020) 更新による変更	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり 全編を通じて和暦を使用しているため、以下のとおりとする。 <文言修正> 平成3年～令和2年
25	表1-1-4-3	127		別紙のとおり	時点修正	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり 【別添15】

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
26	表1-1-6-5	137	※新潟市住民基本台帳人口（市・区・町名別 <b>平成30年2月末日現在</b> ）をもとに集計	最新の数字を算出できるのであれば、修正した方がよい。	最新の数字に更新	危機管理防災局防災課	×	津波及び洪水の浸水想定区域の居住人口は、専門的な算出作業が必要となることから、今後の数値見直しのタイミングで反映する。
27	表2-3-9-2	142	防災行政波の整備状況	表を削除	防災行政波を廃止したため	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
28	表2-1-9-3	142	市役所 <b>83局</b>	市役所 <b>85局</b>	屋外子局を2局新設したため	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり
29	表2-1-10-1	146		表2-1-10-1参照	車両数、人員数の変更 （令和4年4月1日の数値が未確定のため、令和3年12月1日の数値を報告）	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり 【別添16】※数値確定次第差し替えあり
30	表2-1-10-2	147		表2-1-10-2参照	分団数、班数、車両数、人員数の変更 （令和4年4月1日の数値が未確定のため、令和3年12月1日の数値を報告）	消防局 警防課 消防団係	○	修正理由のとおり 【別添17】※数値確定次第差し替えあり
31	表2-1-10-3	148		表2-1-10-3参照	時点修正	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり 【別添18】
32	表2-1-10-3	148	阿賀北広域事務組合・豊栄市 消防相互応援協定	削除？…消防局に確認必要か？ ※阿賀北広域組合は令和4年3月31日付で解散 ※阿賀北清掃センターは運転停止し職員不在に ※阿賀北葬斎場は阿賀野市が承継して管理	阿賀北広域組合解散（令和4年3月31日付）のため	北市区民生生活課	×	組合解散による協定の名称変更はなし
33	表2-1-11-1	151		表2-1-11-1参照	時点修正	消防局 危険物保安課 危険物係	○	修正理由のとおり 【別添19】

(R4.3修正)新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
34	表2-1-15-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	156 ～ 178		時点修正	時点修正	危機管理防災局危機対策課	○	修正理由のとおり 【時点修正中につき、完成次第差し替え】
35	表2-1-15-2 表2-3-2-3 表2-3-4-2	156 ～ 177	(所在地の欄) 新潟市○○区・・・	(所在地の欄) ○○区・・・	新潟市を削除して可能であれば、文字を大きくできるか。	危機管理防災局	×	要配慮者利用施設の一覧は、システムから出力しているが、所在地から新潟市を削除して出力することができないため。
36	表2-1-15-2	167	<del>地域包括支援センター 新潟市地域包括支援センター曾野木両川 新潟市江南区曾川甲1326番地</del>	<del>(削除)</del>	地域包括支援センターは施設ではなく、高齢者の総合相談機関として、その設置を含めた「包括的支援事業」の委託内容の一部であるため。	地域包括ケア推進課	○	修正理由のとおり
37	表2-1-15-2	168	<del>地域包括支援センター 新潟市地域包括支援センター大江山・横越 新潟市江南区三百地2312番地1</del>	<del>(削除)</del>	地域包括支援センターは施設ではなく、高齢者の総合相談機関として、その設置を含めた「包括的支援事業」の委託内容の一部であるため。	地域包括ケア推進課	○	修正理由のとおり
38	表2-1-16-1	181		別紙のとおり	時点修正 条例に基づく所在地の修正 他	北区地域総務課	○	修正理由のとおり 【時点修正中につき、完成次第差し替え】
39	表2-1-16-1	199	新潟西高等学校 所在地 <del>内野開場4699番地</del>	新潟西高等学校 所在地 内野西が丘3丁目24番1号	住居表示変更によるもの。	西区本部事務局	○	修正理由のとおり
40	表2-1-16-1	199	坂井輪コミュニティセンター 災害種別毎の指定有無 洪水 <u>「一」</u>	坂井輪コミュニティセンター 災害種別毎の指定有無 洪水 <u>「指定有無：全階可」「受入可能人数：417」</u>	地域から開設要望があり、開設を決定したもの。	西区本部事務局	○	修正理由のとおり
41	表2-1-16-1	201	広域避難場所 寺尾中央公園 津波 <u>「一」</u>	広域避難場所 寺尾中央公園 津波 <u>「〇」</u>	津波での浸水想定がなく、避難可能であるため新規指定を反映するもの。	西区本部事務局	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
42	表2-1-16-1	204	<u>スボレック中之口</u> 駐車場	<u>中之口体育館前</u> 駐車場	表記誤り	西蒲区	○	修正理由のとおり
43	表2-1-16-2	205 ～ 231		避難場所等の河川別避難可否の表差し替え	新川浸水想定変更により、南・西・西蒲区の表を差し替え	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり 【 <b>時点修正中につき、完成次第差し替え</b> 】
44	表2-1-16-2	206		時点修正	時点修正	北区地域総務課	○	修正理由のとおり 【 <b>時点修正中につき、完成次第差し替え</b> 】
45	表2-1-16-2	226	新潟西高等学校 所在地 <u>内野閑場4699番地</u>	新潟西高等学校 所在地 <u>内野西が丘3丁目24番1号</u>	住居表示変更によるもの。	西区本部事務局	○	修正理由のとおり
46	表2-1-16-2	227	坂井輪コミュニティセンター 信濃川、中ノロ川、西川、新川・大通川他、大河津 分水路 すべて「 <u>一</u> 」	坂井輪コミュニティセンター 信濃川、中ノロ川、西川、新川・大通川他、大河津 分水路 すべて「 <u>全階可</u> 」	地域から開設要望があり、開設を決定したもの。	西区本部事務局	○	修正理由のとおり
47	表2-1-16-3	234	西蒲区 No.2 施設名 <u>デイサービスセンター豊寿苑</u>	西蒲区 No.2 施設名 <u>り・ぷらすDay</u>	施設名称変更 (所在地、TEL変更なし)	障がい福祉課 高齢者支援課	○	修正理由のとおり
48	図2-3-2-1	249	ため池位置図	<u>削除</u>	表3-1-30-1に整理	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり
49	表2-4-1-1	255 ～ 260		<u>(仮)アパホテル&amp;リゾート 新潟駅前大通</u> 住所：新潟市中央区万代5丁目1-1	協定締結後、追加予定 2022年2月8日開業予定	危機管理防災局防災課	○	修正理由のとおり
50	表2-4-1-1	259	東曽野木小学校 所在地 <u>鐘木214番地1</u>	東曽野木小学校 所在地 <u>鐘木214番地1</u>	表記誤り	江南区 地域総務課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
51	表2-4-1-2	261	津波避難場所の所在地等 公共施設「 <u>      </u> 」	津波避難場所の所在地等 公共施設「 <u>寺尾中央公園</u> 」「 <u>所在地：寺尾中央公園 1番1号</u> 」「 <u>避難場所等：公園</u> 」「 <u>受入可能見込 数：14,954</u> 」	津波での浸水想定がなく、 避難可能であるため新規指 定するもの。	西区本部事 務局	○	修正理由のとおり
52	表3-1-2- 1 特別警報・警 報・注意報等の 発表基準と種類	265	特別警報・警報・注意報 大雨や強風 <u>など</u> の気象現象によって、災害が <u>起こ る</u> おそれのあるときには「注意報」が、重大な災害 が <u>起こる</u> おそれのあるときには「警報」が、重大な 災害が <u>起こる</u> おそれが著しく大きい <u>場合</u> には「特別 警報」が新潟市に発表される。 <u>また、大雨や洪水な ど</u> の警報等が発表された場合のテレビやラジオによ る放送 <u>など</u> では、 <u>重要な内容を簡潔かつ効果的に伝 えられるよう、これまでどおり</u> 市町村等をまとめた 地域の名称を用いる場合がある。	特別警報・警報・注意報 大雨や強風 <u>等</u> の気象現象により、災害が <u>発生する おそれ</u> があるときには「注意報」が、重大な災害が <u>発生するおそれ</u> があるときには「警報」が、 <u>予想さ れる現象が特に異常であるため</u> 重大な災害が <u>発生す るおそれ</u> が著しく大きい <u>とき</u> には「特別警報」が、 新潟市に <u>現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想 値が時間帯ごとに示されて</u> 発表される。 <u>また、土砂 災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等に よる激しい突風、落雷等について、実際に危険度が 高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト ト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表され る。なお、大雨や洪水等</u> の警報等が発表された場合 のテレビやラジオによる放送 <u>等</u> では、市町村等をま とめた地域の名称が用いられる場合がある。	より適切に修正	新潟地方気 象台	○	修正理由のとおり
53	表3-1-2- 1 特別警報・警 報・注意報等の 発表基準と種類 1 一般の利用に 適合する特別警 報・警報・注意 報の概要	265	特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常 であるため重大な災害の <u>起こる</u> おそれが著しく大き い <u>場合</u> 、その旨を警告して行う予報	特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常 であるため重大な災害が <u>発生する</u> おそれが著しく大 きい <u>ときに</u> 、その旨を警告して行う予報	より適切に修正	新潟地方気 象台	○	修正理由のとおり
54	表3-1-2- 1 特別警報・警 報・注意報等の 発表基準と種類 1 一般の利用に 適合する特別警 報・警報・注意 報の概要	265	警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮に <u>よって</u> 重大な災害の <u>起こる</u> おそれがある <u>場合</u> 、その 旨を警告して行う予報	警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮に <u>よ り</u> 、重大な災害が <u>発生する</u> おそれがある <u>ときに</u> 、そ の旨を警告して行う予報	より適切に修正	新潟地方気 象台	○	修正理由のとおり
55	表3-1-2- 1 特別警報・警 報・注意報等の 発表基準と種類 1 一般の利用に 適合する特別警 報・警報・注意 報の概要	265	注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等に <u>よって</u> 災害が <u>起こる</u> おそれがある <u>場合</u> に、その旨を注意して行 う予報	注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等に <u>よ り</u> 、 災害が <u>発生する</u> おそれがある <u>ときに</u> 、その旨を注意して 行う予報	より適切に修正	新潟地方気 象台	○	修正理由のとおり



(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
56	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	265	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
57	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	265	暴風特別警報 暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
58	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	265	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
59	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	266	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
60	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	266	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
61	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	266	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
62	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	266	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
63	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	266	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
64	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	266	洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪水注意報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
65	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	266	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4.3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
66	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	266	高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されるときに注意喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等</u> 、 <u>避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
67	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	267	着氷注意報 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起るおそれがあるときに発表される。	着氷注意報 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
68	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	267	霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起るおそれがあるときに発表される。	霜注意報 霜により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
69	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	267	低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起るおそれがあるときに発表される。	低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
70	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 2 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類	267	※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。 <u>地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて</u> 「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。	※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。 <u>地面現象特別警報は、</u> 「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
71	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 3 水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類	268	水防活動用洪水警報 洪水警報 <u>大雨、長雨、融雪など</u> により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用洪水警報 洪水警報 <u>河川の上流域での降雨や融雪等</u> により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
72	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 3 水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類	268	水防活動用高潮注意報 高潮注意報 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 高潮注意報 高潮注意報 台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
73	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 3 水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類	268	水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。	水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
74	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 5 新潟市における警報・注意報の発表基準	269	注意報 洪水 複合基準*1 阿賀野川流域=(6, 68.5), 新井郷川流域=(5, 21.4), 派川加治川流域=(6, 2.7), 新発田川流域=(6, 5.3), 大通川(北区)流域=(6, 5.1), 信濃川流域=(5, 48.5), 新川流域=(6, 11.4), 栗ノ木川流域=(5, 6.9), 西川(西区)流域=(5, 8), 中ノ口川流域=(5, 9.6), 西川(西区、西蒲区)流域=(6, 6.6), 大通川(西蒲区)流域=(6, 3.7), 矢川流域=(7, 5.2)	注意報 洪水 複合基準*1 阿賀野川流域=(6, 68.5), 新井郷川流域=(5, 21.4), 派川加治川流域=(6, 2.7), 新発田川流域=(6, 5.3), 大通川(北区)流域=(6, 5.1), 信濃川流域=(5, 48.5), 新川流域=(6, 11.4), 栗ノ木川流域=(5, 6.9), 西川(西区)流域=(5, 8), 中ノ口川流域=(5, 9.6), <u>東大通川流域=(5, 6.4)</u> , 西川(西区、西蒲区)流域=(6, 6.6), 大通川(西蒲区)流域=(6, 3.7), 矢川流域=(7, 5.2)	現基準に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
75	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 5 新潟市における警報・注意報の発表基準	270		警報・注意報等の発表基準表の下段に下記を追記して下さい。 <u>資料：新潟地方気象台（令和2年8月6日現在）</u>	追加	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
76	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 5 新潟市における警報・注意報の発表基準	270	土壌雨量指数：降った雨が土壌にどれだけ溜まっているかを、雨量データから指数化して表したものの。1kmメッシュ、10分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報(土砂災害)等の発表判断に用いられる。土砂災害発生危険度の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された <u>土砂災害に関するメッシュ情報</u> で確認できる。	土壌雨量指数：降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したものの。1kmメッシュ、10分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報(土砂災害)等の発表判断に用いられる。土砂災害発生危険度の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された <u>土砂災害の危険度分布(気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」及び新潟県が提供する「新潟県土砂災害警戒情報システム」)</u> で確認できる。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
77	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 5 新潟市における警報・注意報の発表基準	270	流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨(解析雨量)と今後降ると予想される雨(降水短時間予報)を取り込んで、流出過程(タンクモデル)と流下過程(運動方程式)を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が <u>避難情報発令の判断</u> に活用できる。なお、3時間先までの洪水危険度の面積分布の把握には「洪水警報の危険度分布」が活用できる。	流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨(解析雨量)と今後降ると予想される雨(降水短時間予報)を取り込んで、流出過程(タンクモデル)と流下過程(運動方程式)を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が <u>警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断</u> に活用できる。なお、3時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には「洪水警報の危険度分布」が活用できる。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
78	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 5 新潟市における警報・注意報の発表基準	270	表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中にしみ込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報(浸水害)・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生危険度の危険度分布は、発表判断基準との比較によって判定された「大雨警報(浸水害)の危険度分布」で確認できる。	表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中にしみ込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報(浸水害)・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生危険度の危険度分布は、発表判断基準との比較によって判定された「大雨警報(浸水害)の危険度分布」で確認できる。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
79	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報			<u>6 早期注意情報(警報級の可能性)</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(下越など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(新潟県など)で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u>	気象情報等の項目に6として新たに追加	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
80	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報	270	6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を開設する場合等に発表する。	7 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
81	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報	271	7 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(聖籠町を除く)を特定して警戒を呼び掛ける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	8 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(聖籠町を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
82	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報	271	8 記録的短時間大雨情報 新潟県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。	9 記録的短時間大雨情報 新潟県内で大雨警報発表中に二次細分区域において、キキルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキルで確認する必要がある。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4.3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
83	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報	271	<p>9 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>都道府県における一次細分区域(*)</u>単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、<u>一次細分区域単位で発表する</u>。この情報の有効期間は、発表から1時間である。 <u>(*)新潟県の一次細分区域とは、「上越」「中越」「下越」「佐渡」の4区域である。</u></p>	<p>10 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位(上越、中越、下越、佐渡)</u>で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を<u>付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(上越、中越、下越、佐渡)</u>で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
84	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報	271	<p>10 信濃川下流・中ノロ川洪水予報及び阿賀野川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、<u>あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する</u>警報及び注意報である。信濃川下流・中ノロ川については、信濃川下流河川事務所、新潟県地域振興局と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。また阿賀野川洪水予報については阿賀野川河川事務所と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。<u>標題に応じて警戒レベル2～5に相当する。</u></p>	<p>11 信濃川下流・中ノロ川洪水予報及び阿賀野川洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、<u>あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される</u>警報及び注意報である。信濃川下流・中ノロ川については、信濃川下流河川事務所、新潟県地域振興局と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。また阿賀野川洪水予報については阿賀野川河川事務所と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表される。<u>警戒レベル2～5に相当する。</u></p>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
85	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報	271	<p>洪水警報 氾濫発生情報 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救護活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、<u>命を守るための最善の行動をとる必要がある</u>ことを示す警戒レベル5に相当。</p>	<p>洪水警報 氾濫発生情報 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救護活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、<u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある</u>ことを示す警戒レベル5に相当。</p>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
86	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報	271	<p>洪水警報 氾濫危険情報 氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、<u>避難動告等</u>の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>洪水警報 氾濫危険情報 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、<u>避難情報の</u>発令の判断の参考とする。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4</u>に相当。</p>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
87	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報	271	洪水警報 氾濫警戒情報 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報 氾濫警戒情報 氾濫危険水位に <u>到達</u> すると見込まれるとき、避難判断水位に <u>到達</u> し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u> に発表される。 <u>高齢者等避難</u> の発令の判断の参考とする。高齢者等は <u>危険な場所から</u> の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
88	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報	272	洪水注意報 氾濫注意情報 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備え</u> ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪水注意報 氾濫注意情報 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 <u>避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
89	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	272	<u>11 大雨警報を捕捉する危険度分布情報等</u>	<u>12 キックル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</u>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり



(R4. 3 修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
90	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	272	(1) <u>大雨警報(浸水害)の危険度分布の基準値【表面雨量指数】</u> 資料：新潟地方気象台 (令和元年5月29日) 表中 基準Ⅲ (*紫)	(1) <u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)の基準値【表面雨量指数】</u> 資料：新潟地方気象台 (令和3年6月8日現在) 表中 基準Ⅲ (*うす紫、*紫)  ・黄色(注意報級)の危険度が出現した場合は、周囲より低い場所で側溝や下水が溢れて道路が冠水し、住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれがある。各自の判断で、道路のアンダーパスには近づかないように注意し、住宅の地下室にいる人は地上に移動することが大変重要である。 ・赤色(警報級)の危険度が出現した場合は、側溝や下水が溢れて道路がいつ冠水してもおかしくない状況である。周囲より低い場所にある家屋などでは、屋内の浸水が及ばない階に移動するなどの安全確保行動をいつでもとることができるように準備をしておき、早めの行動を心がける。 ・うす紫色の危険度が出現した場合は、重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況である。周囲の状況を確認し、すでに浸水が発生している場合には、各自の判断で、屋内の浸水が及ばない階に移動する。 ・濃い紫色の危険度が出現した場合は、表面雨量指数の実況値が過去の重大な浸水害発生時に匹敵する値にすでに到達したことを示す。すでに重大な浸水害が発生しているおそれが高い極めて危険な状況である。	基準Ⅲに(*うす紫)を追加 表の下に浸水キキクルの解説を追加(気象庁HPより)	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4.3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
91	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	272	<p>(2) <u>洪水警報の危険度分布</u>の基準値【流域雨量指数及び複合基準】 表中 基準Ⅲ <u>(※紫)</u></p> <p>表中にある(※紫、※赤、※黄)の意味は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準Ⅲの紫は、実況で警報をはるかに超える指数基準に到達し、極めて危険な状況である。</li> <li>・基準Ⅱの赤は、実況または予想で警報基準に到達することを示す。</li> <li>・基準Ⅰの黄は、実況または予想で注意報基準に到達することを示す。</li> </ul>	<p>(2) <u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u>の基準値【流域雨量指数及び複合基準】 表中 基準Ⅲ <u>(※うす紫、※紫)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黄色(注意報級)の危険度が出現した場合は、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。また、今後の洪水警報の発表や周囲の状況、雨の降り方に注意し、河川の水位情報を確認し、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で発表される危険度をこまめに入手するように努める。</li> <li>・赤色(警報級)の危険度が出現した場合は、まもなく重大な洪水災害が発生する可能性があり、一定の水位を超えていれば自治体から警戒レベル3高齢者等避難が発令される状況を示す。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。自治体の避難情報を確認し、警戒レベル3高齢者等避難が発令されている場合には、高齢者等は速やかに避難を開始する。また、高齢者等避難が発令されていない場合であっても、河川の水位情報を確認し、一定の水位を超えている場合には、前述の状況を踏まえ、避難の準備をして早めの避難を心がける。(住宅の地下室からは速やかに退避する。)</li> <li>・うす紫色の危険度が出現した場合は、重大な洪水災害が発生する可能性が赤色(警報級)よりもさらに高まり、まもなく重大な洪水災害が発生する可能性が高く、当該河川の水位が一定の水位を超えていれば自治体から警戒レベル4避難指示が発令される非常に危険な状況を示す。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。自治体の避難情報を確認し、警戒レベル4避難指示が発令されている場合には、速やかに避難を開始する。また、避難指示が発令されていない場合であっても、河川の水位情報を確認し、一定の水位を超えている場合には、前述の状況を踏まえ、速やかに避難を開始することが重要である。</li> <li>・濃い紫色の危険度が出現した場合は、流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水災害発生時に匹敵する値にすでに到達したことを示す。すでに重大な洪水災害が発生している可能性が高い極めて危険な状況である。</li> </ul>	<p>基準Ⅲに(※うす紫)を追加 表の下に洪水キキクルの解説を追加(気象庁HPより)</p>	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

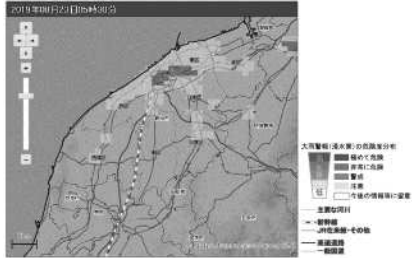
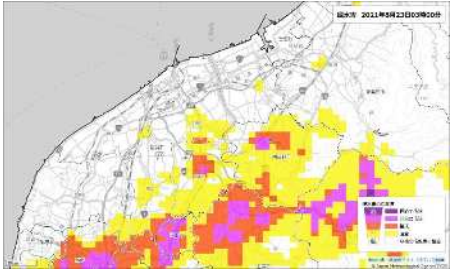
(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
92	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	273	資料：新潟地方気象台（令和元年5月29日） 表中にある（*紫、*赤、*黄）の意味は次のとおりである。 ・基準Ⅲの紫は、実況で警報をはるかに超える指数基準に到達し、極めて危険な状況であることを示す。 ・基準Ⅱの赤は、実況または予想で警報基準に到達することを示す。 ・基準Ⅰの黄は、実況または予想で注意報基準に到達することを示す。	資料：新潟地方気象台（令和3年6月8日現在） ＜警報の危険度分布の基準値について＞ ・危険度分布には、警報基準（基準Ⅱ）、注意報基準（基準Ⅰ）に加え、警報基準を大きく超過した基準（基準Ⅲ）を用いている。 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布は、基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準を大きく超過した表面雨量指数基準）、基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（大雨注意報の表面雨量指数基準）のいずれも、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。 ・洪水警報の危険度分布の流域雨量指数基準及び複合基準は、基準Ⅲ（洪水警報の基準を大きく超過した流域雨量指数基準）、基準Ⅱ（洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（洪水注意報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）毎に設定している。	より適切に修正（気象庁HPに合わせて変更）	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
93	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	273	ア 基準値Ⅲは、警報基準よりも一段高い指数基準に設定しており、重大な災害が発生するおそれが高いレベルである。 イ 複合基準とは、洪水の発生する可能性を表面雨量指数と流域雨量指数を組み合わせて判定している。 ウ 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌にどれだけ溜まっているかを、雨量データから指数化して表したもので、1kmメッシュ、10分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）等の発表判断に用いられる。土砂災害発生危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害に関するメッシュ情報で確認できる。 エ 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨が下流して河川に流れ込むことにより、下流の対象地点の洪水発生リスクの高まりを表す。 オ 表面雨量指数とは、短時間に一気に降る強雨によって排水が追いつかない地域で、浸水発生リスクの高まりを表す。	ア 基準値Ⅲは、警報基準を大きく超過した基準である。 イ 複合基準は、洪表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。 ウ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。 エ 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水発生リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。 オ 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水発生リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。	より適切に修正（気象庁HPに合わせて変更）	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
94	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	273	(3) 洪水・大雨警報の危険度分布及び土砂災害警戒判定メッシュ情報の概要 ※「避難勧告等に関するガイドライン」④(避難行動情報伝達編)平成31年3月 内閣府(防災担当)を参考	(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

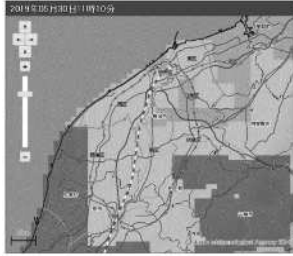
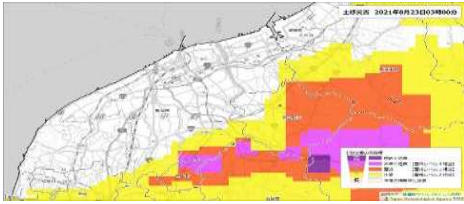
(R4.3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
95	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	274	<p>■ 洪水警報の危険度分布</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	<p>■ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
96	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	274	<p>イ 情報の例</p>	<p>イ 情報の例</p>	凡例修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
97	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	274	<p>ウ 情報の入手方法</p> <p>→ <del>防災情報提供システムを利用する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁のホームページを見る。 <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a></li> </ul>	<p>ウ 情報の入手方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁のホームページを見る。 <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a></li> </ul>	文言削除	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
98	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	274	<p>■ <u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p>	<p>■ <u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が<u>高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
99	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	274	<p>ウ 情報の入手方法</p> <p><del>・防災情報提供システムを利用する。</del></p> <p>・気象庁のホームページを見る。 <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a></p>	<p>ウ 情報の入手方法</p> <p>・気象庁のホームページを見る。 <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a></p>	文言削除	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
100	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	275	<p>イ 情報の例</p> <p><u>※大雨警報（浸水害）の危険度分布</u></p> 	<p>イ 情報の例</p> 	他のキキクルに記述に合わせて削除 凡例修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり

(R4.3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
101	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	275	<p>■ <u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒メッシュ情報)</u></p> <p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	<p>■ <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u></p> <p>※</p> <p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が<u>高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」(うす紫)：<u>危険な場所からの避難</u>が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は<u>危険な場所からの避難</u>が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの<u>再確認等</u>、<u>避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p>※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>	より適切に修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
102	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	276	<p>イ 情報の例</p> 	<p>イ 情報の例</p> 	凡例修正	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
103	表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類11大雨警報を捕捉する危険度分布情報等	276	<p>ウ 情報の入手方法</p> <p><del>防災情報提供システムを利用する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁のホームページを見る。 <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a></li> </ul>	<p>ウ 情報の入手方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁のホームページを見る。 <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a></li> </ul>	文言削除	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
104	表3-1-2-2 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達系統図	277	表3-1-2-2 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達系統図	差替え(別添にて送付)	最新の系統図に差替え	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり 【別添20】

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
105	表3-1-2-4	279	東日本高速道路株式会社 <a href="tel:025-222-0653">025-222-0653</a> 東北電力ネットワーク株式会社 025-222-0653 新潟電力センター 総務課	東日本高速道路株式会社 <a href="tel:025-222-0653">正しい番号へ</a> 東北電力ネットワーク株式会社 025-222-0653 新潟電力センター 総務課	表記誤り	危機管理防災局	○	修正理由のとおり 東日本高速道路株式会社新潟支社 <a href="tel:025-286-7311">025-286-7311</a> ※平日昼間、平日夜間・休日とも同一
106	表3-1-2-4	279	株式会社 新潟総合テレビ	株式会社 <a href="http://www.nst-tv.com">NST新潟総合テレビ</a>	表記誤り	NST新潟総合テレビ	○	修正理由のとおり
107	表3-1-5-1	291		表3-1-5-1参照	表の差替え	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり 【別添21】
108	表3-1-5-2	292 ～ 295		表3-1-5-2参照 (1頁追加)	表の差替え	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり 【別添22】
109	表3-1-5-3	296 ～ 297		表3-1-5-3参照	時点修正	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり 【別添23】
110	図3-1-10-1	306	市民周知は、災害対策本部が行う。	市民等への広報は、災害対策本部が行う。	用語定義が曖昧なため<市民への情報伝達は「広報」に統一>	広報課	×	上位計画である「防災基本計画」「新潟県地域防災計画」において、「情報伝達」「情報提供」「周知」「広報」の表記が使用されているため、本計画ではこれらに倣い、該当箇所の前後の文脈などから表記を判断し、引き続き使用することとする。
111	表3-1-21-1	320	表（処理能力の列） 太夫浜埋立処分地（第3期）： <a href="#">36,749</a> m <sup>3</sup> 福井埋立処分地： <a href="#">30,113</a> m <sup>3</sup> 第4赤塚埋立処分地： <a href="#">421,641</a> m <sup>3</sup> 表欄外 ※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」R2.3末	表（処理能力の列） 太夫浜埋立処分地（第3期）： <a href="#">27,799</a> m <sup>3</sup> 福井埋立処分地： <a href="#">29,463</a> m <sup>3</sup> 第4赤塚埋立処分地： <a href="#">415,540</a> m <sup>3</sup> 表欄外 ※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」R3.3末	時点修正	循環社会推進課	○	修正理由のとおり

(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
112	表3-1-21-3	322	表（し尿処理施設） ・舞平清掃センター ・巻処理センター ・新津浄化センター（し尿受入施設） ・阿賀北広域組合清掃センター	表（し尿処理施設） ・舞平清掃センター ・巻処理センター ・新津浄化センター（し尿受入施設） <del>・阿賀北広域組合清掃センター</del>	阿賀北広域組合清掃センター R3. 11. 30搬入停止 (R4. 3. 31組合解散)	循環社会推進課	○	修正理由のとおり
113	表3-1-21-3	322	新郷川浄化センター <u>87,600m<sup>3</sup>/日</u> 新潟浄化センター <u>100,300m<sup>3</sup>/日</u> 船見下水処理場 <u>29,400m<sup>3</sup>/日</u> 新津浄化センター <u>49,900m<sup>3</sup>/日</u> 白根中央浄化センター <u>8,750m<sup>3</sup>/日</u> 西川浄化センター <u>66,000m<sup>3</sup>/日</u>	新郷川浄化センター <u>79,500m<sup>3</sup>/日</u> 新潟浄化センター <u>96,400m<sup>3</sup>/日</u> 船見下水処理場 <u>21,500m<sup>3</sup>/日</u> 新津浄化センター <u>44,300m<sup>3</sup>/日</u> 白根中央浄化センター <u>11,910m<sup>3</sup>/日</u> 西川浄化センター <u>67,000m<sup>3</sup>/日</u>	処理能力を最新の数値に修正するため	下水道計画課	○	修正理由のとおり
114	表3-1-21-3	322	阿賀北広域組合清掃センター	<del>削除</del>	・令和3年11月30日付で運転停止 ・令和4年3月31日付で阿賀北広域組合解散により無人施設となる	北区区民生活課	○	修正理由のとおり
115	表3-1-24-2	325	<del>阿賀北広域組合葬斎場</del>	<del>阿賀北葬斎場</del>	阿賀北広域組合解散（令和4年3月31日付）により、阿賀野市が施設管理を承継	北区区民生活課 他	○	修正理由のとおり
116	図3-1-29-1	326	排水機場位置図	<del>削除</del>	表3-1-30-1に整理	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり
117	表3-1-30-1	326		<del>(新規) 農業用施設一覧表</del>	ため池、排水機場を含め農業用施設として管理者別に整理	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり 【別添24】 資料の追加場所は全体の校正により変動の場合あり
118	図3-1-30-1	327	図3-1-30-1	<del>図3-1-32-1</del>	本編の節の変更に伴う修正	農村整備・水産課	○	修正理由のとおり 資料の追加場所は全体の校正により変動の場合あり
119	表6-1-1-1	335	信濃川下流河川事務所 占用調整課 平日昼間 025-266- <del>7326</del>	信濃川下流河川事務所 占用調整課 平日昼間 025-266- <u>7135</u>	時点修正	信濃川下流河川事務所	○	修正理由のとおり



(R4. 3修正) 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	図・表番号	ページ	旧	新	修正理由	意見提出	反映可否	判断理由・反映記述
120	表6-1-2-1	346	信濃川下流河川事務所 管理課 平日昼間 025-266- <del>7326</del> 平日夜間・休日 025-266- <del>7326</del>	信濃川下流河川事務所 管理課 平日昼間 025-266- <del>7134</del> 平日夜間・休日 025-266- <del>7131</del>	時点修正	信濃川下流河川事務所	○	修正理由のとおり
121	表6-1-3-1	347	東消防署 025-275-911 <u>2</u> 1	東消防署 025-275-911 <u>1</u>	電話番号の修正	消防局 警防課 防災救助係	○	修正理由のとおり
122			全体的なこと		上記（修正項目）以外で全体的に勧告等の文言が多数あるので、避難情報に関するガイドラインに沿って修正して下さい	新潟地方気象台	○	修正理由のとおり
123	水防計画	12 ～ 16 38 ～ 39		重要水防箇所については見直しをしているところです。水防連絡会(R4.3予定)にて承認後、確定しますので、確定次第送付致します		北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所調査課	△	水防計画の修正時に別途対応